


公表用

令和4年2月

## 狛江市議会第1回定例会提出議案

 東京都狛江市

## 提 出 議 案

	議	
1	議案第1号 令和3年度狛江市一般会計補正予算(第11号)	-4-
2	議案第2号 令和3年度狛江市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	-29-
3	議案第3号 令和3年度狛江市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)	-38-
4	議案第4号 令和4年度狛江市一般会計予算	-47-
5	議案第5号 令和4年度狛江市国民健康保険特別会計予算	-48-
6	議案第6号 令和4年度狛江市後期高齢者医療特別会計予算	-49-
7	議案第7号 令和4年度狛江市介護保険特別会計予算	-50-
8	議案第8号 令和4年度狛江市駐車場事業特別会計予算	-51-
9	議案第9号 令和4年度狛江市下水道事業会計予算	-52-
10	議案第10号 狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例及び狛江市国民健康保険条例の一部を 改正する条例	-53-

11	議案第11号	狛江市職員共済会に関する条例の一部を改正する条例	-55-
12	議案第12号	狛江市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例	-57-
13	議案第13号	狛江市福祉基本条例の一部を改正する条例	-60-
14	議案第14号	狛江市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	-62-
15	議案第15号	狛江市子ども・子育て会議条例の一部を改正する等の条例	-64-
16	議案第16号	狛江市立児童遊園設置条例を廃止する条例	-67-
17	議案第17号	狛江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	-68-
18	議案第18号	狛江市消防団条例の一部を改正する条例	-83-
19	議案第19号	東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約	-87-
20	議案第20号	道路の廃止について	-90-
21	同意第1号	狛江市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	-91-

議案第 1 号

令和 3 年度狛江市一般会計補正予算（第11号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 24 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

一般会計予算を補正する必要があるため。

議案第1号別紙

令和3年度

狛江市一般会計補正予算(第11号)

## 令和3年度狛江市一般会計補正予算（第11号）

令和3年度狛江市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,319,502千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36,106,037千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第二表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第三表 地方債補正」による。

（繰越明許費）

第4条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第四表 繰越明許費」による。

令和4年2月24日提出

狛江市長  
松原 俊雄

第一表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
1. 市 税		12,351,899	375,000	12,726,899
	1. 市 民 税	6,778,688	375,000	7,153,688
11. 地 方 交 付 税		1,995,345	585,178	2,580,523
	1. 地 方 交 付 税	1,995,345	585,178	2,580,523
15. 国 庫 支 出 金		8,395,634	522,152	8,917,786
	1. 国 庫 負 担 金	5,063,171	103,585	5,166,756
	2. 国 庫 補 助 金	3,306,052	418,567	3,724,619
16. 都 支 出 金		5,236,529	3,215	5,239,744
	1. 都 負 担 金	1,702,807	1,792	1,704,599
	2. 都 補 助 金	3,270,211	1,423	3,271,634
18. 寄 附 金		17,119	100	17,219
	1. 寄 附 金	17,119	100	17,219
21. 諸 収 入		484,414	17,457	501,871
	5. 雑 入	472,111	17,457	489,568
22. 市 債		1,472,200	△183,600	1,288,600
	1. 市 債	1,472,200	△183,600	1,288,600
歳 入	合 計	34,786,535	1,319,502	36,106,037

歳 出

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
2. 総務費		3,314,865	210,674	3,525,539
	1. 総務管理費	2,553,099	200,000	2,753,099
	2. 徴税費	362,660	△1,414	361,246
	3. 戸籍住民基本台帳費	276,633	12,088	288,721
3. 民生費		18,310,987	280,151	18,591,138
	1. 社会福祉費	7,175,368	269,321	7,444,689
	2. 児童福祉費	8,714,702	10,830	8,725,532
4. 衛生費		2,974,102	109,985	3,084,087
	1. 保健衛生費	1,713,678	109,985	1,823,663
8. 土木費		1,920,448	98,600	2,019,048
	4. 都市計画費	1,290,685	98,600	1,389,285
10. 教育費		4,275,344	580,945	4,856,289
	2. 小学校費	1,387,986	356,798	1,744,784
	3. 中学校費	899,279	215,051	1,114,330
	4. 幼児教育費	483,359	96	483,455
	6. 保健体育費	137,455	9,000	146,455
12. 諸支出金		348,520	39,147	387,667
	1. 基金費	348,520	39,147	387,667
歳出	合計	34,786,535	1,319,502	36,106,037



第二表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
第五小学校プール槽改修事業			令和4年度	9,724千円

第三表 地方債補正

補 正 前					補 正 後				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
第一小学校整備事業債	千円 49,200	証書借入 又 は 証券発行	4.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	借り入れの時から 据置期間を含め、25 年以内の償還とする。 ただし、財政その他 の都合により、据置期 間及び償還年限を短縮 し、若しくは繰上償還 又は低利に借り換える ことができる。 その他については、 債権者との協定に基づ く条件とする。	第一小学校整備事業債	千円 49,200	証書借入 又 は 証券発行	4.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	借り入れの時から 据置期間を含め、25 年以内の償還とする。 ただし、財政その他 の都合により、据置期 間及び償還年限を短縮 し、若しくは繰上償還 又は低利に借り換える ことができる。 その他については、 債権者との協定に基づ く条件とする。
第三小学校整備事業債					第三小学校整備事業債	99,700			
学校屋内運動場空調設備 整備事業債	97,600				学校屋内運動場空調設備 整備事業債	97,600			
学校特別教室等空調設備 整備事業債					学校特別教室等空調設備 整備事業債	28,500			
第一中学校整備事業債	37,700				第一中学校整備事業債	37,700			
第二中学校整備事業債	188,000				第二中学校整備事業債	263,200			
第四中学校整備事業債	21,500				第四中学校整備事業債	21,500			
市民ホール整備事業債	191,200				市民ホール整備事業債	191,200			
臨時財政対策債	887,000				臨時財政対策債	500,000			
計	1,472,200				計	1,288,600			

第四表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2. 総務費	3. 戸籍住民基本台帳費	一般事務費	8,822千円
3. 民生費	1. 社会福祉費	住民税非課税世帯等に 対する臨時特別給付金	670,000千円
3. 民生費	2. 児童福祉費	子育て世帯への臨時 特別給付（先行給付金）	5,000千円
3. 民生費	2. 児童福祉費	子育て世帯への臨時 特別給付（追加分）	5,000千円
3. 民生費	2. 児童福祉費	子育て世帯への臨時 特別給付（支援給付金）	3,003千円
4. 衛生費	1. 保健衛生費	地球温暖化対策関連事業	9,985千円
8. 土木費	4. 都市計画費	地区計画関係費	5,797千円
10. 教育費	2. 小学校費	学校保健衛生費	10,800千円
10. 教育費	2. 小学校費	既存施設改修工事	345,998千円
10. 教育費	3. 中学校費	学校保健衛生費	4,500千円
10. 教育費	3. 中学校費	既存施設改修工事	210,551千円

狛江市一般会計補正予算(第11号)

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1. 市 税	12,351,899	375,000	12,726,899
11. 地方交付税	1,995,345	585,178	2,580,523
15. 国庫支出金	8,395,634	522,152	8,917,786
16. 都支出名	5,236,529	3,215	5,239,744
18. 寄附金	17,119	100	17,219
21. 諸収入	484,414	17,457	501,871
22. 市債	1,472,200	△183,600	1,288,600
歳入合計	34,786,535	1,319,502	36,106,037

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国支出金	都支出金	地方債	その他	
2. 総務費	3,314,865	210,674	3,525,539	7,858	0	0	0	202,816
3. 民生費	18,310,987	280,151	18,591,138	276,799	3,215	0	0	137
4. 衛生費	2,974,102	109,985	3,084,087	109,985	0	0	0	0
8. 土木費	1,920,448	98,600	2,019,048	0	0	0	100	98,500
10. 教育費	4,275,344	580,945	4,856,289	127,510	0	203,400	0	250,035
12. 諸支出金	348,520	39,147	387,667	0	0	0	0	39,147
歳出合計	34,786,535	1,319,502	36,106,037	522,152	3,215	203,400	100	590,635

2. 歳入

(款) 1. 市税

(項) 1. 市民税

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 個人	千円 6,569,426	千円 292,000	千円 6,861,426	1. 現年課税分	千円 292,000	2. 所得割
2. 法人	209,262	83,000	292,262	1. 現年課税分	83,000	2. 法人税割
計	6,778,688	375,000	7,153,688			

(款) 11. 地方交付税

(項) 1. 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 地方交付税	千円 1,995,345	千円 585,178	千円 2,580,523	1. 地方交付税	千円 585,178	1. 普通交付税
計	1,995,345	585,178	2,580,523			

(款) 15. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 民生費 国庫負担金	千円 4,617,028	千円 3,585	千円 4,620,613	4. 障がい者 自立支援事業費 負担金	千円 3,585	1. 障がい福祉サービス費等負担金
2. 衛生費 国庫負担金	410,784	100,000	510,784	1. 保健衛生費 負担金	100,000	2. 新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金
計	5,063,171	103,585	5,166,756			

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 総務費 国庫補助金	千円 373,134	千円 7,858	千円 380,992	1. 総務管理費 補助金	千円 7,858	1. 個人番号カード関連事務費等補助金 3,926 2. 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 3,932

(款) 15. 国庫支出金

## (款) 15. 国庫支出金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区 分	金 額		
2. 民生費 国庫補助金	千円 2,559,029	千円 273,214	千円 2,832,243	1. 社会福祉費 補助金	千円 260,366	10. 子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金	千円
				4. 児童福祉費 補助金	12,848	10. 子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金 11. 保育士等処遇改善臨時特例交付金	3,003 9,845
3. 衛生費 国庫補助金	286,484	9,985	296,469	1. 保健衛生費 補助金	9,985	4. 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金	
5. 教育費 国庫補助金	78,398	127,510	205,908	1. 学校教育費 補助金	127,414	4. 学校施設環境改善交付金	119,764
				3. 幼児教育費 補助金	96	6. 学校保健特別対策事業費補助金 1. 保育士等処遇改善臨時特例交付金	7,650
計	3,306,052	418,567	3,724,619				

## (款) 16. 都支出金

## (項) 1. 都負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区 分	金 額		
1. 民生費都負担金	千円 1,691,760	千円 1,792	千円 1,693,552	5. 障がい者 自立支援事業費 負担金	千円 1,792	1. 障がい福祉サービス費等負担金	千円
計	1,702,807	1,792	1,704,599				

## (項) 2. 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区 分	金 額		
2. 民生費都補助金	千円 1,533,422	千円 1,423	千円 1,534,845	6. 児童福祉費 補助金	千円 1,423	26. 保育従事職員等処遇改善事業補助金	千円
計	3,270,211	1,423	3,271,634				

## (款) 18. 寄附金

## (項) 1. 寄附金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区 分	金 額		
2. 指定寄附金	千円 17,118	千円 100	千円 17,218	1. 指定寄附金	千円 100	2. 緑のまちづくり協力金	千円
計	17,119	100	17,219				

## (款) 21. 諸収入

## (項) 5. 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区 分	金 額		
1. 雑入	千円 472,111	千円 17,457	千円 489,568	6. 雑入	千円 17,457	8. 多摩川衛生組合負担金過年度清算金	千円
計	472,111	17,457	489,568				

## (款) 22. 市債

## (項) 1. 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区 分	金 額		
2. 教育債	千円 585,200	千円 203,400	千円 788,600	1. 義務教育施設整備事業債	千円 203,400	2. 第三小学校整備事業債 5. 第二中学校整備事業債 8. 学校特別教室等空調設備整備事業債	千円 99,700 75,200 28,500
3. 臨時財政対策債	887,000	△387,000	500,000	1. 臨時財政対策債	△387,000	1. 臨時財政対策債	
計	1,472,200	△183,600	1,288,600				

## (款) 22. 市債



3. 歳出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特定財源				一般財源	区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
6. 財産管理費	千円 103,967	千円 200,000	千円 303,967	千円	千円	千円	千円	千円 200,000 200,000	24. 積立金	千円 200,000	千円 3. 公共施設修繕基金費 200,000 〔財政課〕 積立金 200,000 公共施設修繕基金積立金
計	2,553,099	200,000	2,753,099					200,000			

(項) 2. 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特定財源				一般財源	区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
2. 賦課徴収費	千円 131,246	千円 △1,414	千円 129,832	千円	千円	千円	千円	千円 △1,414 △1,414	12. 委託料	千円 △1,414	千円 1. 一般事務費 △1,414 〔課税課〕 委託料 △1,414 軽自動車OSS及びJNK S導入・適用作業委託
計	362,660	△1,414	361,246					△1,414			

(項) 3. 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特定財源				一般財源	区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 戸籍住民基本台帳費	千円 276,029	千円 12,088	千円 288,117	千円 7,858 3,932	千円	千円	千円	千円 4,230 4,230	10. 需用費 1. 消耗品費 12. 委託料 13. 使用料及び賃借料	千円 200 200 11,686 202	千円 2. 一般事務費 8,162 〔市民課〕 委託料 8,162 戸籍システム改修委託 △660
計											

											行政手続オンライン化対応 (引越しワンストップサー ビス) 委託 8,822 6. 個人番号カード交付事業 3,926
				3,926							[市民課] 需用費 200 消耗品費 (200) (仮称) マイナンバーカー ド支援センター用消耗品 委託料 3,524 (仮称) マイナンバーカー ド支援センター運営委託 使用料及び賃借料 202 (仮称) マイナンバーカー ド支援センター用施設借上
計	276,633	12,088	288,721	7,858					4,230		

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特定財源				一般財源	区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 社会福祉 総務費	千円 2,928,550	千円 262,151	千円 3,190,701	千円 260,366	千円	千円	千円	千円 1,785		千円	
								1,785	1. 報酬 6,227		37. 国民健康保険特別会計繰出 1,785
									3. 職員手当等 710		
									8. 旅費 36		[財政課] 繰出金 1,785
									2. 普通旅費 36		国民健康保険特別会計繰出 金
									10. 需用費 400		
									1. 消耗品費 400		
									11. 役務費 1,225		
				260,366					1. 通信 運搬費 1,125		41. 住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金 260,366
									3. 手数料 100		[福祉政策課]
									12. 委託料 50,490		報酬 6,227

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明	
				特定財源				一般財源	区分	金額		
				国支出金	都支出金	地方債	その他					
1.	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	13. 使用料及び 賃借料	1,278	一般事務報酬	千円
									18. 負担金, 補助及び 交付金	200,000	職員手当等	710
									27. 繰出金	1,785	旅費	36
											普通旅費	(36)
											職員出張旅費	
											需用費	400
											消耗品費	(400)
											事務用消耗品	
											役務費	1,225
											通信運搬費	(1,125)
											郵送料	605
											電話料	520
											手数料	(100)
											金融機関振込手数料	
											委託料	50,490
											住民税非課税世帯等に対す る臨時特別給付金事業支援 業務委託	
											使用料及び賃借料	1,278
											複合機借上	540
											開封機借上	738
											負担金, 補助及び交付金	200,000
											住民税非課税世帯等に対す る臨時特別給付金	
8. 障がい サービス費	1,545,190	7,170	1,552,360	3,585	1,792			1,793				
				3,585	1,792			1,793	19. 扶助費	7,170	7. 地域生活援助	7,170
											[高齢障がい課] 扶助費	7,170
											生活寮費	
計	7,175,368	269,321	7,444,689	263,951	1,792			3,578				

## (項) 2. 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特定財源				一般財源	区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 児童福祉 総務費	千円 3,276,949	千円 3,103	千円 3,280,052	千円 3,103	千円	千円	千円	千円			千円
				100					1. 報酬	179	2. 一般事務費 100
									10. 需用費	120	[児童育成課] 需用費 100
									1. 消耗品費	120	消耗品費 (100)
									11. 役務費	4	保育士等処遇改善臨時特例 事業用消耗品
									1. 通信 運搬費	4	
									18. 負担金, 補助及び 交付金	2,800	20. 子育て世帯への臨時特別給付 (支援給付金) 3,003
				3,003							[子ども政策課] 報酬 179 一般事務補助報酬(時間額) ) 需用費 20 消耗品費 (20) 事務用消耗品 役務費 4 通信運搬費 (4) 郵送料 負担金, 補助及び交付金 2,800 子育て世帯への臨時特別給 付(支援給付金)
2. 児童措置費	3,974,381	9,892	3,984,273	8,535	1,357						
				8,535	1,357				18. 負担金, 補助及び 交付金	9,892	9. 保育所等児童運営費 9,892
											[児童育成課] 負担金, 補助及び交付金 9,892 保育士等処遇改善臨時特例 事業補助金 8,535 保育従事職員等処遇改善事 業補助金 1,357
4. 保育園費	854,309	66	854,375		66						

(款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費

(款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明	
				特定財源				一般財源	区分	金額		
				国支出金	都支出金	地方債	その他					
4.	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	18. 負担金, 補助及び交付金	千円 66	2. 病児・病後児保育 〔子ども政策課〕 負担金, 補助及び交付金 保育従事職員等処遇改善事業補助金	千円 66
5. 学童保育費	260,425	△3,331	257,094	110				△3,441	12. 委託料	△3,441	3. 新設学童クラブ整備事業 〔施設課〕 委託料 (仮称) 根川学童クラブ改修工事設計委託	△3,441
								△3,441	18. 負担金, 補助及び交付金	110	5. こどもクラブ 〔児童育成課〕 負担金, 補助及び交付金 放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金	110
6. 児童館費	241,692	1,100	242,792	1,100					18. 負担金, 補助及び交付金	1,100	1. 児童館関係費 〔児童育成課〕 負担金, 補助及び交付金 放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金	1,100
計	8,714,702	10,830	8,725,532	12,848	1,423			△3,441				

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明	
				特定財源				一般財源	区分	金額		
				国支出金	都支出金	地方債	その他					
2. 予防費	千円 1,075,543	千円 100,000	千円 1,175,543	千円 100,000	千円	千円	千円	千円		千円		千円

				100,000					12. 委託料	100,000	12. 新型コロナ予防接種 100,000
											[新型コロナ予防接種室] 委託料 100,000 新型コロナ予防接種会場運営委託
4. 公害対策費	42,773	9,985	52,758	9,985							
				9,985					12. 委託料	9,985	5. 地球温暖化対策関連事業 9,985
											[環境政策課] 委託料 9,985 ゼロカーボンシナリオ作成業務委託
計	1,713,678	109,985	1,823,663	109,985							

(款) 8. 土木費

(項) 4. 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特定財源				一般財源	区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
2. 再開発費	千円 15,838	千円 98,500	千円 114,338	千円	千円	千円	千円	千円 98,500		千円	
								98,500	27. 繰出金	98,500	1. 駐車場事業特別会計繰出 98,500
											[財政課] 繰出金 98,500 駐車場事業特別会計繰出金
4. 公園緑地費	187,741	100	187,841				100				
							100		24. 積立金	100	6. 緑化基金費 100
											[財政課] 積立金 100 緑化基金積立金
計	1,290,685	98,600	1,389,285				100	98,500			

(款) 8. 土木費 (項) 4. 都市計画費

## (款) 10. 教育費

## (項) 2. 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明	
				特定財源				一般財源	区分	金額		
				国支出金	都支出金	地方債	その他					
4. 学校保健衛生費	千円 34,578	千円 10,800	千円 45,378	千円 5,400	千円	千円	千円	千円 5,400		千円		
				5,400				5,400	10. 需用費	10,800	1. 学校保健衛生費	10,800
									1. 消耗品費	10,800	[学校教育課] 需用費	10,800
											消耗品費	(10,800)
											感染症対策用消耗品	
6. 学校建設費	526,203	345,998	872,201	72,766		123,600		149,632				
				72,766		123,600		149,632	12. 委託料	15,559	1. 既存施設改修工事	345,998
									14. 工事請負費	330,439	[施設課] 委託料	15,559
											第三小学校大規模改修二期 工事監理業務委託	12,139
											第五・第六・和泉小学校特 別教室等空調設備整備工事 監理業務委託	3,420
											工事請負費	330,439
											第三小学校大規模改修二期 工事	254,434
											第五・第六・和泉小学校特 別教室等空調設備整備工事	76,005
計	1,387,986	356,798	1,744,784	78,166		123,600		155,032				

## (項) 3. 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明	
				特定財源				一般財源	区分	金額		
				国支出金	都支出金	地方債	その他					
4. 学校保健衛生費	千円 25,255	千円 4,500	千円 29,755	千円 2,250	千円	千円	千円	千円 2,250		千円		
				2,250				2,250	10. 需用費	4,500	1. 学校保健衛生費	4,500
									1. 消耗品費	4,500	[学校教育課] 需用費	4,500

											消耗品費 (4,500) 感染症対策用消耗品
6. 学校建設費	339,115	210,551	549,666	46,998 46,998		79,800 79,800		83,753 83,753			
									12. 委託料	10,410	1. 既存施設改修工事 210,551
									14. 工事請負費	200,141	〔施設課〕 委託料 10,410 第二中学校大規模改修二期 工事監理業務委託 9,746 第四中学校特別教室等空調 設備整備工事監理業務委託 664 工事請負費 200,141 第二中学校大規模改修二期 工事 182,952 第四中学校特別教室等空調 設備整備工事 17,189
計	899,279	215,051	1,114,330	49,248		79,800		86,003			

(項) 4. 幼児教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特定財源				一般財源	区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 幼児教育 振興費	千円 483,359	千円 96	千円 483,455	千円 96 96	千円	千円	千円	千円		千円	
									18. 負担金, 補助及び 交付金	96	3. 私立認定こども園等運営費 96 〔児童育成課〕 負担金, 補助及び交付金 96 保育士等処遇改善臨時特例 事業補助金
計	483,359	96	483,455	96							

(項) 6. 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特定財源				一般財源	区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
2. 体育施設費	千円 112,303	千円 9,000	千円 121,303	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
計	112,303	9,000	121,303					9,000			

(款) 10. 教育費 (項) 6. 保健体育費



(款) 10. 教育費 (項) 6. 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特定財源				一般財源	区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
2.	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	18. 負担金, 補助及び交付金	千円 9,000	3. 体育施設新型コロナウイルス感染症対策事業 9,000 〔社会教育課〕 負担金, 補助及び交付金 9,000 体育施設新型コロナウイルス感染症対策指定管理者応援給付金
計	137,455	9,000	146,455				9,000				

(款) 12. 諸支出金

(項) 1. 基金費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特定財源				一般財源	区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 財政調整基金費	千円 348,516	千円 39,147	千円 387,663	千円	千円	千円	千円	千円 39,147 39,147	24. 積立金	千円 39,147	1. 財政調整基金費 39,147 〔財政課〕 積立金 39,147 財政調整基金積立金
計	348,520	39,147	387,667				39,147				

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括 ( )内は、再任用職員 別掲 【】内は、会計年度任用職員 別掲 (単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計		
補正後	(13) 【521】 437	720,320	1,675,474	1,421,023	3,816,817	595,634	4,412,451
補正前	(13) 【521】 437	713,914	1,675,474	1,420,313	3,809,701	595,634	4,405,335
比 較	(0) 【0】 0	6,406	0	710	7,116	0	7,116

(職員手当の内訳) (単位：千円)

区 分	地域手当	扶養手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	期末勤勉手当	特殊勤務手当	通勤手当	児童手当	会計年度任用職員期末手当	備 考
補正後	283,341	33,840	58,443	9,180	113,833	756,657	207	35,110	26,745	103,667	
補正前	283,341	33,840	58,443	9,180	113,833	756,657	207	35,110	26,745	102,957	
比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	710	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細 (単位：千円)

区 分	増減額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明		備 考
報 酬	6,406	その他の増減分		6,406	その他の増加分	6,406
給 料	0	給与改定に伴う増減分		0	給与改定に伴う増減分	0
		その他の増減分		0	新陳代謝等に伴う増減分	0
職 員 手 当	710	制度改定に伴う増減分		0	制度改定に伴う増減分	0
		その他の増減分		710	その他の増加分	710

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書(補正)

事 項	限 度 額	令和2年度末までの支出額		令和4年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国都支出金	地 方 債	そ の 他	
第五小学校プール槽改修事業	千円 9,724	令和4年度から	千円	令和4年度まで	千円 9,724	千円	千円	千円	千円 9,724

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書(補正)

区 分	前前年度末現在高	前年度末現在高	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
1. 普通債	千円 8,423,760	千円 8,203,884	千円 802,000	千円 705,403	千円 8,300,481
(1) 総務債	648,910	593,478		55,751	537,727
(2) 民生債	1,987,748	1,979,786		74,279	1,905,507
(3) 衛生債	455,038	449,078		21,554	427,524
(4) 土木債	1,851,879	1,643,930	58,000	189,286	1,512,644
(5) 消防債	287,769	259,137		28,651	230,486
(6) 教育債	3,192,416	3,278,475	744,000	335,882	3,686,593
2. 減税補てん債	292,236	213,171		66,832	146,339
3. 臨時財政対策債	10,625,177	10,501,791	500,000	842,022	10,159,769
4. 減収補てん債		31,011			31,011
合 計	19,341,173	18,949,857	1,302,000	1,614,257	18,637,600

※当該年度中起債見込額には、前年度からの繰越事業に伴う起債見込額(未収入特定財源)を含む。  
 ※当該年度中起債見込額には、翌年度への繰越事業に伴う起債見込額(未収入特定財源)を含まない。

議案第 2 号

令和 3 年度狛江市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 24 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

国民健康保険特別会計予算を補正する必要があるため。

議案第2号別紙

令和3年度

狛江市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

## 令和3年度狛江市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和3年度狛江市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ548,961千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,015,054千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年2月24日提出

狛江市長

松原 俊雄

第一表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
3. 都 支 出 金		4,901,489	547,176	5,448,665
	1. 都 補 助 金	4,901,488	547,176	5,448,664
4. 繰 入 金		924,759	1,785	926,544
	1. 繰 入 金	924,759	1,785	926,544
歳 入	合 計	7,466,093	548,961	8,015,054

歳 出

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
2. 保 険 給 付 費		4,663,130	547,176	5,210,306
	1. 療 養 諸 費	4,067,969	491,388	4,559,357
	2. 高 額 療 養 費	554,702	55,788	610,490
6. 諸 支 出 金		62,628	1,785	64,413
	1. 償 還 金 及 び 還 付 金	54,063	1,785	55,848
歳 出	合 計	7,466,093	548,961	8,015,054



狛江市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
3. 都支出金	4,901,489	547,176	5,448,665
4. 繰入金	924,759	1,785	926,544
歳入合計	7,466,093	548,961	8,015,054

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国支出金	都支出金	地方債	その他	
2. 保険給付費	4,663,130	547,176	5,210,306	0	547,176	0	0	0
6. 諸支出金	62,628	1,785	64,413	0	0	0	0	1,785
歳出合計	7,466,093	548,961	8,015,054	0	547,176	0	0	1,785

2. 歳入

(款) 3. 都支出金

(項) 1. 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 保険給付費等 交付金	千円 4,786,607	千円 547,176	千円 5,333,783	1. 普通交付金	千円 547,176	千円 1. 一般被保険者分給付費等
計	4,901,488	547,176	5,448,664			

(款) 4. 繰入金

(項) 1. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 一般会計繰入金	千円 924,759	千円 1,785	千円 926,544	5. その他一般会計 繰入金	千円 1,785	千円 1. その他一般会計繰入金
計	924,759	1,785	926,544			

(款) 4. 繰入金

3. 歳出

(款) 2. 保険給付費

(項) 1. 療養諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源				一般財源	区分		金額
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 一般被保険者療養給付費	千円 3,978,000	千円 491,388	千円 4,469,388	千円	千円 491,388	千円	千円	千円	千円	千円 1. 一般被保険者療養給付費の支給 491,388 〔保険年金課〕 負担金、補助及び交付金 491,388 療養給付費	
計	4,067,969	491,388	4,559,357		491,388						

(項) 2. 高額療養費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源				一般財源	区分		金額
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 一般被保険者高額療養費	千円 553,000	千円 55,788	千円 608,788	千円	千円 55,788	千円	千円	千円	千円	千円 1. 一般被保険者高額療養費の支給 55,788 〔保険年金課〕 負担金、補助及び交付金 55,788 高額療養費	
計	554,702	55,788	610,490		55,788						

(款) 6. 諸支出金

(項) 1. 償還金及び還付金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源				一般財源	区分		金額
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 一般被保険者償還金及び還付金	千円 51,542	千円 1,785	千円 53,327	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円 1. 一般被保険者償還金及び還付金 1,785 〔保険年金課〕	

											償還金， 利子及び割引料 1,785 過年度還付金及び還付加算 金
計	54,063	1,785	55,848					1,785			

議案第 3 号

令和 3 年度狛江市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 24 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

駐車場事業特別会計予算を補正する必要があるため。

議案第3号別紙

令和3年度

狛江市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)

## 令和3年度狛江市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度狛江市の駐車場事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ139,180千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第二表 地方債補正」による。

令和4年2月24日提出

狛江市長

松原 俊雄



第一表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
3. 繰入金		15,838	98,500	114,338
	1. 繰入金	15,838	98,500	114,338
6. 市債		98,500	△98,500	0
	1. 市債	98,500	△98,500	0
歳入	合計	139,180	0	139,180

第二表 地方債補正

補 正 前					補 正 後				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
駐車場整備事業債	千円 98,500	証書借入 又は 証券発行	4.0% 以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	借り入れの時から 据置期間を含め、40 年以内の償還とする。 ただし、財政その他 の都合により、据置期 間及び償還年限を短縮 し、若しくは繰上償還 又は低利に借り換える ことができる。 その他については、 債権者との協定に基づ く条件とする。	駐車場整備事業債				
計	98,500				計	0			

狛江市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金	15,838 <small>千円</small>	98,500 <small>千円</small>	114,338 <small>千円</small>
6. 市債	98,500	△98,500	0
歳入合計	139,180	0	139,180

2. 歳入

(款) 3. 繰入金

(項) 1. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 一般会計繰入金	千円 15,838	千円 98,500	千円 114,338	1. その他一般会計繰入金	千円 98,500	千円 1. その他一般会計繰入金
計	15,838	98,500	114,338			

(款) 6. 市債

(項) 1. 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 市債	千円 98,500	千円 △98,500	千円 0	1. 市債	千円 △98,500	千円 1. 駐車場整備事業債
計	98,500	△98,500	0			

(款) 6. 市債

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書（補正）

区 分	前前年度末現在高	前年度末現在高	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
1. 普通債	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0
(1) 駐車場整備事業債	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0

議案第 4 号

令和 4 年度狛江市一般会計予算

上記の議案を別冊 1 のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 24 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定による。

議案第 5 号

令和 4 年度狛江市国民健康保険特別会計予算

上記の議案を別冊 2 のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 24 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定による。



議案第 6 号

令和 4 年度狛江市後期高齢者医療特別会計予算

上記の議案を別冊 2 のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 24 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定による。

議案第 7 号

令和 4 年度狛江市介護保険特別会計予算

上記の議案を別冊 2 のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 24 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第 1 項の規定による。

議案第 8 号

令和 4 年度狛江市駐車場事業特別会計予算

上記の議案を別冊 2 のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 24 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第 1 項の規定による。

議案第 9 号

令和 4 年度狛江市下水道事業会計予算

上記の議案を別冊 2 のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 24 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第 2 項の規定による。

議案第 10 号

狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例及び狛江市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 24 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例及び狛江市国民健康保険条例の一部を改正する条例

(狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例の一部改正)

第 1 条 狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例（平成15年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(市民参加の権利) 第 4 条 (略) 2 18歳未満の青少年及び子どもについても、年齢にふさわしい市民参加の権利を有するものとし、市は、青少年及び子どもが市民参加できるように配慮するものとする。	(市民参加の権利) 第 4 条 (略) 2 満20歳未満の青少年及び子どもについても、年齢にふさわしい市民参加の権利を有するものとし、市は、青少年及び子どもが市民参加できるように配慮するものとする。

(狛江市国民健康保険条例の一部改正)

第 2 条 狛江市国民健康保険条例（平成 6 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(結核・精神医療給付金) 第11条の2 結核医療給付金は、被保険者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第37条の2第1項（同法第64条第1項の規定により、読み	(結核・精神医療給付金) 第11条の2 結核医療給付金は、被保険者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第37条の2第1項（同法第64条第1項の規定により、読み

改正後	改正前
<p>替えられる場合を含む。)の規定による負担において医療に関する給付を受ける場合であって、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める者が、第3項に定める申請のあった月の属する年度（結核医療給付金の申請のあった月が4月又は5月の場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の市町村民税（同法の特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されない者（条例の定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む。）である場合に支給する。</p> <p>(1) <u>18歳</u>以上の被保険者 当該被保険者</p> <p>(2) <u>18歳未</u>満の被保険者 当該被保険者の属する世帯の世帯主</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>替えられる場合を含む。)の規定による負担において医療に関する給付を受ける場合であって、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める者が、第3項に定める申請のあった月の属する年度（結核医療給付金の申請のあった月が4月又は5月の場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の市町村民税（同法の特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されない者（条例の定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む。）である場合に支給する。</p> <p>(1) <u>20歳</u>以上の被保険者 当該被保険者</p> <p>(2) <u>20歳未</u>満の被保険者 当該被保険者の属する世帯の世帯主</p> <p>2～6 (略)</p>

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）の施行に伴い、成年年齢が引き下げられることから所要の改正を行うため。

議案第 11 号

狛江市職員共済会に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 24 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市職員共済会に関する条例の一部を改正する条例

狛江市職員共済会に関する条例（平成 4 年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p><b>第 2 条</b> 共済会は、<u>次に掲げる者</u>（以下「会員」という。）をもって組織する。</p> <p>(1) <u>副市長</u></p> <p>(2) <u>教育長</u></p> <p>(3) <u>職員</u></p> <p>(4) <u>その他市長が特に認める者</u></p> <p>2. <u>前項第 3 号に規定する職員の範囲については、共済会の規約により定める。</u></p>	<p>(組織)</p> <p><b>第 2 条</b> 共済会は、<u>副市長及び教育長並びに狛江市職員定数条例（昭和 24 年条例第 7 号）に定める職員及び市長が特に認める者</u>（以下「会員」という。）をもって組織する。</p>

付 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

会計年度任用職員を会員の対象とするため。



議案第 12 号

狛江市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 24 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

狛江市特別職報酬等審議会条例（昭和40年条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p><b>第 1 条</b> 市長の諮問に応じ、<u>市議会議員の議員報酬の額及び期末手当の額並びに市長等常勤の特別職職員の給料及び期末手当の額</u>（以下「<u>議員報酬等の額</u>」という。）について審議するため、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき</u>、狛江市特別職報酬等審議会（以下「<u>審議会</u>」という。）を置く。</p> <p>(所掌事項)</p> <p><b>第 2 条</b> 市長は、<u>議員報酬等の額</u>に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を<u>聴く</u>ものとする。</p> <p>2 市長は、前項に定めるもののほか、特に必要と認める事項に</p>	<p>(設置)</p> <p><b>第 1 条</b> 市長の諮問に応じ、<u>議員報酬等の額</u>について審議するため、狛江市特別職報酬等審議会（以下「<u>審議会</u>」という。）を置く。</p> <p>(所掌事項)</p> <p><b>第 2 条</b> 市長は、<u>市議会議員の議員報酬の額及び市長等常勤の特別職職員の給料の額</u>に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を<u>聞く</u>ものとする。</p>

改正後	改正前
<p><u>ついて、審議会の意見を聴くことができる。</u></p> <p>(委員)</p> <p><b>第3条</b> 審議会は、委員10人をもって組織し、その委員は、狛江市の区域内の公共的団体等の<u>代表等</u>その他住民のうちから<u>必要の都度</u>、市長が委嘱する。</p> <p>2 <u>委員の任期は、委嘱の日から前条の規定により意見を求められた議員報酬等の額についての審議が終了したときまでとする。</u></p> <p>3 <u>委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>4 <u>委員が前2項に規定する任期中に地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第1号に規定する職務に就任したときは、委員の職を失う。</u></p> <p>(会長)</p> <p><b>第4条</b> 審議会に会長を置き、<u>委員の互選によりこれを定める。</u></p> <p>2 会長は、会務を<u>総理する。</u></p> <p>3 (略)</p> <p><u>(庶務)</u></p> <p><b>第6条</b> <u>審議会の庶務は、総務部職員課において処理する。</u></p>	<p>(委員)</p> <p><b>第3条</b> 審議会は、委員10人をもって組織し、その委員は、狛江市の区域内の公共的団体等の<u>代表</u>その他住民のうちから市長が委嘱する。</p> <p>2 <u>委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。</u></p> <p>3 <u>前項の任期中委員が地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第1号に規定する職務に就任したときは、委員の職を失う。</u></p> <p>(会長)</p> <p><b>第4条</b> 審議会に会長を置き、<u>その選任方法は、委員の互選による。</u></p> <p>2 会長は、会務を<u>統理する。</u></p> <p>3 (略)</p> <p><u>(事務)</u></p> <p><b>第6条</b> <u>審議会の事務は、給与担当課がこれに当たる。</u></p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

委員の任期等の整理を行うため。

議案第 13 号

狛江市福祉基本条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 24 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市福祉基本条例の一部を改正する条例

狛江市福祉基本条例（令和 2 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(計画の策定)</p> <p><b>第 5 条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市は、前項第 1 号に規定する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項</u></p> <p>4～6 (略)</p> <p>(地域福祉の推進)</p> <p><b>第 16 条</b> <u>地域福祉の推進は、市民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われ</u></p>	<p>(計画の策定)</p> <p><b>第 5 条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市は、前項第 1 号に規定する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>第 20 条第 1 項の規則で定める事業を実施する場合には、当該規則で定める事業に関する事項</u></p> <p>4～6 (略)</p> <p>(地域福祉の推進)</p>

改正後	改正前
<p><u>なければならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(福祉サービスの提供体制の確保等に関する市の責務)</p> <p><b>第18条</b> (略)</p> <p>2 市は、<u>地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備</u>その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、<u>保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。</u></p> <p>(包括的な支援体制の整備)</p> <p><b>第20条</b> 市は、<u>規則で定める重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の实情に応じた施策の積極的な実施</u>その他の各般の措置を通じ、市民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p><b>第16条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(福祉サービスの提供体制の確保等に関する市の責務)</p> <p><b>第18条</b> (略)</p> <p>2 市は、<u>市民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策</u>その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(包括的な支援体制の整備)</p> <p><b>第20条</b> 市は、<u>規則で定める事業の実施</u>その他の各般の措置を通じ、市民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。</p> <p>2 (略)</p>

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）の施行及び令和4年度からの重層的支援体制整備事業の実施に伴い、所要の改正を行うため。

議案第 14 号

狛江市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 24 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

狛江市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成19年条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(所得制限) <b>第 4 条</b> (略) 2 前項の規定にかかわらず、6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から <u>12歳</u> に達する日以後の最初の3月31日までの間にある義務教育就学児を養育している者については、当該義務教育就学児の医療費の助成に係る所得の制限の適用を除外する。 3 (略)	(所得制限) <b>第 4 条</b> (略) 2 前項の規定にかかわらず、6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から <u>8歳</u> に達する日以後の最初の3月31日までの間にある義務教育就学児を養育している者については、当該義務教育就学児の医療費の助成に係る所得の制限の適用を除外する。 3 (略)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行に際し狛江市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例第5条に規定する医療証の交付に係る事務その他必要な準備行為については、この条例の施行の前においても行うことができる。

提案理由

令和4年10月1日以後の小学校3年生から6年生までの児童を養育している者に係る所得制限を撤廃するため。

議案第 15 号

狛江市子ども・子育て会議条例の一部を改正する等の条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 24 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市子ども・子育て会議条例の一部を改正する等の条例

(狛江市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第 1 条 狛江市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>狛江市子ども・若者・子育て会議条例</u></p> <p>(設置)</p> <p><b>第 1 条</b> 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第 1 項の規定に基づき、<u>狛江市子ども・若者・子育て会議</u>（以下「会議」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p><b>第 2 条</b> 会議は、法第77条第 1 項各号に掲げる事務その他<u>子ども・若者及び子育て支援の推進</u>に関し必要な事項を処理する。</p> <p>(組織)</p> <p><b>第 3 条</b> (略)</p>	<p><u>狛江市子ども・子育て会議条例</u></p> <p>(設置)</p> <p><b>第 1 条</b> 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第 1 項の規定に基づき、<u>狛江市子ども・子育て会議</u>（以下「会議」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p><b>第 2 条</b> 会議は、法第77条第 1 項各号に掲げる事務その他<u>子ども・子育て支援</u>の推進に関し必要な事項を処理する。</p> <p>(組織)</p> <p><b>第 3 条</b> (略)</p>



改正後	改正前
<p>2 委員は、<u>子ども・若者及び子育て支援</u>に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>(委員の任期)</p> <p><b>第4条</b> 委員の任期は、<u>委嘱の日から翌年度末日まで</u>とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>2 委員は、<u>子ども・子育て支援</u>に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が<u>任命又は委嘱</u>する。</p> <p>(委員の任期)</p> <p><b>第4条</b> 委員の任期は、<u>2年</u>とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 (略)</p>

(狛江市青少年問題協議会設置条例の廃止)

第2条 狛江市青少年問題協議会設置条例（昭和51年条例第11号）は、廃止する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																						
<p><b>別表第1</b>（第2条関係）</p> <p>報酬額表</p> <p>(単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">職名</th> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 15%;">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;"><u>子ども・若者・子育て会議</u></td> <td style="text-align: center;">会長・部会長</td> <td style="text-align: center;">日額 12,300</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">委員・部会委</td> <td style="text-align: center;">日額 9,200</td> </tr> </tbody> </table>	職名	区分	報酬額	(略)			<u>子ども・若者・子育て会議</u>	会長・部会長	日額 12,300	委員・部会委	日額 9,200	<p><b>別表第1</b>（第2条関係）</p> <p>報酬額表</p> <p>(単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">職名</th> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 15%;">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;"><u>子ども・子育て会議</u></td> <td style="text-align: center;">会長・部会長</td> <td style="text-align: center;">日額 12,300</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">委員・部会委</td> <td style="text-align: center;">日額 9,200</td> </tr> </tbody> </table>	職名	区分	報酬額	(略)			<u>子ども・子育て会議</u>	会長・部会長	日額 12,300	委員・部会委	日額 9,200
職名	区分	報酬額																					
(略)																							
<u>子ども・若者・子育て会議</u>	会長・部会長	日額 12,300																					
	委員・部会委	日額 9,200																					
職名	区分	報酬額																					
(略)																							
<u>子ども・子育て会議</u>	会長・部会長	日額 12,300																					
	委員・部会委	日額 9,200																					

改正後				改正前			
	員				員		
(略)				(略)			
文化財専門委員		日額	9,200	文化財専門委員		日額	9,200
公民館運営審議会	委員長	日額	12,300	公民館運営審議会	委員長	日額	12,300
	委員	日額	9,200		委員	日額	9,200
(略)				(略)			

提案理由

子ども・子育て会議の所掌事務等の改正及び青少年問題協議会の廃止により、子ども、若者及び子育て支援に係る会議体の整理を行うため。

議案第 16 号

狛江市立児童遊園設置条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 24 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市立児童遊園設置条例を廃止する条例

狛江市立児童遊園設置条例（昭和49年条例第22号）は、廃止する。

付 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

都市公園法（昭和31年法律第79号）及び狛江市都市公園条例（昭和50年条例第 6 号）に基づく都市公園に移管するため。

議案第 17 号

狛江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 24 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

狛江市国民健康保険税条例（平成 6 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p><b>第 3 条</b> 前条第 2 項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の5.51</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p><b>第 3 条</b> 前条第 2 項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の5.38</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p><b>第 5 条</b> 第 2 条第 2 項の被保険者均等割額は、被保険者 1 人について<u>27,200円</u>とする。</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p><b>第 5 条</b> 第 2 条第 2 項の被保険者均等割額は、被保険者 1 人について<u>26,600円</u>とする。</p>

改正後	改正前
<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p><b>第7条</b> 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.92</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p><b>第7条の2</b> 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>11,000円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p><b>第8条</b> 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.79</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p><b>第8条の2</b> 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>13,300円</u>とする。</p> <p>(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)</p> <p><b>第12条</b> 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額(第20条の規定による減額が行われた場合には、<u>その減額後</u>の国民健康保険税の額とする。以下本条において同じ。)を課する。</p> <p>2～9 (略)</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p><b>第7条</b> 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.87</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p><b>第7条の2</b> 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>10,700円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p><b>第8条</b> 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.72</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p><b>第8条の2</b> 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>12,900円</u>とする。</p> <p>(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)</p> <p><b>第12条</b> 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額(第20条の規定による減額が行われた場合には、<u>同条</u>の国民健康保険税の額とする。以下本条において同じ。)を課する。</p> <p>2～9 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p><b>第20条</b> 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) <u>法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有するもの（前年中に<u>法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に<u>法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p><b>第20条</b> 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) <u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有するもの（前年中に<u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に<u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつ</p>

改正後	改正前
<p>2 以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>19,040円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>7,700円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>9,310円</u></p> <p>(2) <u>法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>13,600円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>5,500円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額</p>	<p>ては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>18,620円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>7,490円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>9,030円</u></p> <p>(2) <u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>13,300円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>5,350円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額</p>

改正後	改正前
<p>介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>6,650円</u></p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>5,440円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>2,200円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>2,660円</u></p>	<p>介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>6,450円</u></p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>5,320円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>2,140円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>2,580円</u></p>
<p><u>2. 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得</u></p>	



改正後	改正前
<p>た額とする。</p> <p>(1) <u>国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額</u> 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,080円</p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,800円</p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 10,880円</p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 13,600円</p> <p>(2) <u>国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額</u> 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 1,650円</p> <p>イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 2,750円</p> <p>ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 4,400円</p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,500円</p>	<p>(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p><u>第20条の2</u> 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第20条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、<u>前条第1項第</u></p>
<p>(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p><u>第20条の2</u> 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第20条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、<u>前条第1項第</u></p>	<p>(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p><u>第20条の2</u> 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第20条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、<u>前条第1号中「総所</u></p>

改正後	改正前
<p><u>1号</u>中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）<u>及び</u>」とする。</p>	<p>得金額」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）」とする。</p>
<p style="text-align: center;"><b>付 則</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>付 則</b></p>
<p>1 （略）</p>	<p>1 （略）</p>
<p>（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p>	<p>（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p>
<p>2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における<u>第20条第1項</u>の規定の適用については、同条中「<u>法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「<u>法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p>	<p>2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における<u>第20条</u>の規定の適用については、同条中「<u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「<u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p>
<p>（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p>	<p>（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p>
<p>3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第7条、第8条及び<u>第20条第1</u></p>	<p>3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第7条、第8条及び<u>第20条</u>の規</p>

改正後	改正前
<p>項の規定の適用については，第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と，「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と，同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と，<u>第20条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条，第7条，第8条及び<u>第20条第1項</u>の規定の適用については，第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項，第34条第1項，第34条の2第1項，第34条の3第1項，第35条第1項，第35条の2第1項，第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には，これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と，「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と，同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」</p>	<p>定の適用については，第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と，「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と，同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と，<u>第20条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条，第7条，第8条及び<u>第20条</u>の規定の適用については，第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項，第34条第1項，第34条の2第1項，第34条の3第1項，第35条第1項，第35条の2第1項，第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には，これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と，「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と，同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と，<u>第20</u></p>

改正後	改正前
<p>と、<u>第20条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p>	<p>条中「及び山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p>
<p>5 (略) (一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>5 (略) (一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第8条及び<u>第20条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<u>第20条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p>	<p>6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第8条及び<u>第20条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<u>第20条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p>
<p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第8条及び<u>第20条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲</p>	<p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第8条及び<u>第20条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所</p>

改正後	改正前
<p>渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<u>第20条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第7条、第8条及び<u>第20条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、<u>第20条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第7条、第8条及び<u>第20条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山</p>	<p>得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<u>第20条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第7条、第8条及び<u>第20条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、<u>第20条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第7条、第8条及び<u>第20条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得</p>

改正後	改正前
<p>林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、<u>第20条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第8条及び<u>第20条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び<u>第20条第1項</u>において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、<u>第20条</u></p>	<p>金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、<u>第20条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第8条及び<u>第20条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び<u>第20条</u>において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、<u>第20条</u>中「山林所得金</p>

改正後	改正前
<p><u>第1項</u>中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p> <p>(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第8条及び<u>第20条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び<u>第20条第1項</u>において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、<u>第20条第1項</u>中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2</p>	<p>額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p> <p>(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第8条及び<u>第20条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び<u>第20条</u>において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、<u>第20条</u>中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2</p>

改正後	改正前
<p>第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得，配当所得，譲渡所得，一時所得及び雑所得を有する場合における第3条，第7条，第8条及び第20条第1項の規定の適用については，第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法，法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と，「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と，同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と，第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得，配当所得及び雑所得を有する場合における第3条，第7条，第8条及び第20条第1項の規定の適用については，第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法，法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に</p>	<p>第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得，配当所得，譲渡所得，一時所得及び雑所得を有する場合における第3条，第7条，第8条及び第20条の規定の適用については，第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法，法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と，「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と，同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と，第20条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得，配当所得及び雑所得を有する場合における第3条，第7条，第8条及び第20条の規定の適用については，第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法，法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する</p>



改正後	改正前
<p>規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、<u>第20条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>	<p>条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、<u>第20条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>
14 (略)	14 (略)
<p>15 <u>当分の間、第24条第1項第1号の規定の適用については、同号中「又はこれに準ずると認められる者」とあるのは、「若しくはこれに準ずると認められる者又は賦課期日の前日（同日後に出生した場合は、その出生した日）において、同一世帯に18歳未満の子（国民健康保険の被保険者に限り、納税義務者及び子の配偶者を除く。）が3人以上いる者」とする。この場合において、賦課期日の前日（同日後に出生した場合は、その出生した日）において、同一世帯に18歳未満の子（国民健康保険の被保険者に限り、納税義務者及び子の配偶者を除く。）が3人以上いる者は、被保険者の資格取得の届出（減免を受けようとする日の属する年度前に行った届出を含む。）をもって、同条第2項の規定による申請書の提出をしたものとみなす。</u></p>	

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の狛江市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和

3年度分までの国民健康保険税については，なお従前の例による。

提案理由

狛江市国民健康保険財政健全化計画（赤字削減・解消計画）に基づく保険税率の改定等に伴い，所要の改正を行うため。

議案第 18 号

狛江市消防団条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 24 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市消防団条例の一部を改正する条例

狛江市消防団条例（昭和42年条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬)</p> <p><b>第10条</b> 団員等に別表第1に定める<u>月額報酬</u>を支給する。ただし、停職又は休団の期間については、<u>月額報酬</u>を支給しない。</p> <p>2 <u>月額報酬</u>は、就職した当月分からその職を離れた当月分までを支給する。ただし、月の途中で就退任し、停職の懲戒処分を受け、又は休団した場合の<u>月額報酬</u>は、それぞれの日割計算により支給する。</p> <p>3 <u>月額報酬</u>の支給方法は、毎会計年度を3期に分け、4月分をそれぞれ7月、11月及び3月の末日までに支給する。</p> <p>4 団員等が公務のため出動したときは、翌月21日までに、別表</p>	<p>(報酬)</p> <p><b>第10条</b> 団員等に別表第1に定める報酬を支給する。ただし、停職又は休団の期間については、<u>報酬</u>を支給しない。</p> <p>2 <u>報酬</u>は、就職した当月分からその職を離れた当月分までを支給する。ただし、月の途中で就退任し、停職の懲戒処分を受け、又は休団した場合の<u>報酬額</u>は、それぞれの日割計算により支給する。</p> <p>3 <u>報酬</u>の支給方法は、毎会計年度を3期に分け、4月分をそれぞれ7月、11月及び3月の末日までに支給する<u>ものとする</u>。</p>
<p><u>第1の2に定める出動報酬を支給する。</u></p> <p><b>第12条</b> 削除</p>	<p><u>(出動手当)</u></p> <p><b>第12条</b> 団員等が公務のため出動したときは、出動手当を支給す</p>

改正後	改正前
<p>第15条 市長は、次に掲げる事項について功労があると認められるものに対して、感謝状を授与することができる。</p> <p>(1) <u>災害（水火災，地震等の災害をいう。以下同じ。）</u>の予防又は鎮圧</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>災害現場</u>における人命救助</p> <p>(4) <u>災害時</u>において警戒，<u>防御又は救助</u>に関し消防団に対してなした協力</p> <p>(表彰)</p> <p>第16条 団長は、次の各号に掲げる表彰を当該各号の分団及び団員にするものとする。</p> <p>(1) 功労表彰 <u>災害</u>において消防任務遂行上功労拔群であると認められる分団及び団員</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(服務)</p> <p>第20条 団員は、団長の命によって出動服務するものとする。<u>ただし、招集の命を受けない場合でも、災害の発生を知ったときは、直ちに</u>出動し服務しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(遵守事項)</p>	<p><u>る。</u></p> <p>2 <u>前項の出動手当の額は、別表第4のとおりとし、翌月21日までに支給する。</u></p> <p>第15条 市長は、次に掲げる事項について功労があると認められるものに対して、感謝状を授与することができる。</p> <p>(1) <u>水火災</u>の予防又は鎮圧</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>水火災現場</u>における人命救助</p> <p>(4) <u>水火災その他災害時</u>において警戒，<u>防御，救助</u>に関し消防団に対してなした協力</p> <p>(表彰)</p> <p>第16条 団長は、次の各号に掲げる表彰を当該各号の分団及び団員にするものとする。</p> <p>(1) 功労表彰 <u>水火災及び他の災害</u>において消防任務遂行上功労拔群であると認められる分団及び団員</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(服務)</p> <p>第20条 団員は、団長の命によって出動服務するものとする。招集の命を受けない場合でも、<u>水火災その他の非常災害の発生を知ったときは、直ちに</u>出動し服務しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(遵守事項)</p>

改正後	改正前										
<p><b>第21条</b> 団員等は、次の事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 住民に対して常に災害の予防及び警戒心の喚起に努め、災害に際しては、身を挺してこれに当たる心構えを持たなければならない。</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p><b>別表第1</b> (第10条関係) 月額報酬額表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">(略)</div> <p><b>別表第1の2</b> (第10条関係) 出勤報酬額表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">出勤事由</th> <th style="text-align: center;">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害出勤 (大規模災害等)</td> <td style="text-align: center;">1日 8,000円</td> </tr> <tr> <td>災害出勤 (大規模災害等以外)</td> <td style="text-align: center;">1回 3,400円</td> </tr> <tr> <td>訓練, 演習, 特別警戒, 機械器具整備, 研修等</td> <td style="text-align: center;">1回 2,600円</td> </tr> <tr> <td>その他臨時に市長が必要と認めるとき。</td> <td style="text-align: center;">1回 2,600円</td> </tr> </tbody> </table>	出勤事由	報酬額	災害出勤 (大規模災害等)	1日 8,000円	災害出勤 (大規模災害等以外)	1回 3,400円	訓練, 演習, 特別警戒, 機械器具整備, 研修等	1回 2,600円	その他臨時に市長が必要と認めるとき。	1回 2,600円	<p><b>第21条</b> 団員等は、次の事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 住民に対して常に水火災の予防及び警戒心の喚起に努め、災害に際しては、身を挺してこれに当たる心構えを持たなければならない。</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p><b>別表第1</b> (第10条関係) 報酬額表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">(略)</div> <p><b>別表第4</b> (第12条関係) 出勤手当</p>
出勤事由	報酬額										
災害出勤 (大規模災害等)	1日 8,000円										
災害出勤 (大規模災害等以外)	1回 3,400円										
訓練, 演習, 特別警戒, 機械器具整備, 研修等	1回 2,600円										
その他臨時に市長が必要と認めるとき。	1回 2,600円										

改正後	改正前	
	出動事由	手当額
	災害出動（火災，水害，水難救助，震災，台風等）	1回 3,300円
	訓練，演習，特別警戒，機械器具整備，研修等	1回 2,500円
	その他臨時に市長が必要と認めたとき。	1回 2,500円

付 則

この条例は，令和4年4月1日から施行する。

提案理由

消防団員の報酬等の基準の策定等について（令和3年4月13日付け消防庁長官通知）に基づき，所要の改正を行うため。

議案第 19 号

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 24 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成19年 3 月 1 日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 <u>令和 4 年度分及び令和 5 年度分</u>の第18条第 1 項第 1 号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第 2 中 「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区，市，町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">(略)</div> <p>備考</p> <p>1 高齢者人口割については、前年度の 1 月 1 日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第 6 条第 1 項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上</p>	<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 <u>令和 2 年度分及び令和 3 年度分</u>の第18条第 1 項第 1 号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第 2 中 「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区，市，町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">(略)</div> <p>備考</p> <p>1 高齢者人口割については、前年度の 1 月 1 日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第 6 条第 1 項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上</p>

改正後	改正前
<p>の人口による。</p> <p>2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。</p> <p>」</p> <p>とあるのは、</p> <p>「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区，市，町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <div data-bbox="215 571 1095 644" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(略)</div> <p>4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求める経費</p> <div data-bbox="215 756 1095 829" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(略)</div>	<p>の人口による。</p> <p>2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。</p> <p>」</p> <p>とあるのは、</p> <p>「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区，市，町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <div data-bbox="1151 571 2031 644" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(略)</div> <p>4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求める経費</p> <div data-bbox="1151 756 2031 829" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(略)</div>
<p>備考</p> <p>1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。</p> <p>2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。</p> <p>3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、<u>令和4年4月1日</u>現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。</p> <p>」</p>	<p>備考</p> <p>1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。</p> <p>2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。</p> <p>3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、<u>令和2年4月1日</u>現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。</p> <p>」</p>



改正後	改正前
とする。	とする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下「変更後の規約」という。）附則第5項の規定は、令和4年度分以後の変更後の規約第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金（以下単に「関係区市町村の負担金」という。）について適用し、令和3年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。

提案理由

令和4年度分及び令和5年度分の後期高齢者医療の保険料について、保険料の軽減に係る経費を各区市町村の一般財源から負担金として支弁するよう規約を変更するため。

議案第 20 号

道路の廃止について

道路の廃止につき，下記道路調書のとおり議会の議決を求める。

記

道路調書

路線番号	起 点	終 点	幅 員 (m)	延 長 (m)
市道 第 206 号線	中和泉五丁目 93- 8 番地	中和泉五丁目 93-11 番地	0.91	35.60

令和 4 年 2 月 24 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により，議会の議決を求めるため。

同意第 1 号

狛江市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を，狛江市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので議会の同意を求める。

記

住 所	東京都狛江市和泉本町
氏名・年齢	石川 慶一郎 ・ 57歳

令和4年2月24日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により，議会の同意を求めるため。